

業務委託仕様書

1 委託業務名

「神戸空港開港19周年サンクスフェア」出展に係る管理・運営及びプロモーション業務

2 目的

神戸空港開港記念として開催される「サンクスフェア」への出展を通して、兵庫県の観光情報や就航先の観光情報を効果的に発信し、就航地との連携を通して「空路を使った空の旅」をPRする。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

4 委託料の上限

上限金額：3,400,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

5 イベント概要

名称：神戸空港開港19周年サンクスフェア in 神戸ハーバーランド umie

開催日時：令和7年2月15日(土)～令和7年2月16日(日)

来場者数：12,740人(参考：昨年度実績)

出展内容：①観光PRブースでの観光プロモーションの実施

②メインステージ上でのPR

③物販コーナーでの兵庫の特産品販売

④ゆるキャラグリーティングコーナーへの参加

6 委託業務概要

(1) メインステージ(兵庫タイム)でのプロモーション

時間：30分/日(イベント開催期間中) ※2コマ

内容：①就航先との連携プロモーション

※就航先との調整は委託者が実施

②旅系インフルエンサー等による兵庫の魅力旅の発信

ア 就航地との連携を通して、兵庫の観光地を発信するのに適したインフルエンサーを1名以上起用すること。

イ 当該インフルエンサーによる、就航先～神戸空港～兵庫の観光地を巡るモデルコース(2コース)の紹介動画を作成すること。サンクスフェア当日のメインステージ及び動画紹介コーナーで動画等を放映すること。(※モデルコースの選定は委託者と協議すること。)

イベント終了後は、インフルエンサーのYouTubeチャンネル等に作成した動画を投稿し兵庫の魅力旅の発信及び拡散を行うこと。

ウ 動画の構成、時間は効果が高い内容を提案すること。

エ インフルエンサーの本業務に係る全ての活動費用（交通費、謝礼金など）は受託者が負担すること。

オ 訪問先での行程が円滑に行われるように、受託者は行程管理や現地との調整を担う担当者を配置するなど、適切な組織体制を構築すること。

カ 撮影にかかる訪問先等への投稿許諾関係は、受託者又はインフルエンサーが行うこと。

キ 訪問先の都合によってスケジュール等の再調整が必要となった場合は、受託者で臨機応変に対応すること。

③当該インフルエンサーは当日のステージの進行役を務めるとともに、事前に当サックスフェアについても、告知（1回以上）を行うこと。

また、当該イベント期間に並行して実施する航空会社との連携キャンペーン「FDA コラボキャンペーン」について、インフルエンサーの保持する SNS アカウントで告知を行い、応募者増加に努めること。

※FDA コラボキャンペーンについては、委託者が別途実施する。

上記①～③を最も効果的に実施する手法について具体的に提案すること。

(2) ゆるキャラ「はばタン」担当アクターの手配

出演：イベント開催日、4時間/日×2日

場所：ステージ（30分程度）

観光ブース（2時間程度）

物販コーナー（1時間程度）

人数：2名/日（交代制）

備考：ゆるキャラの手配及び運搬は委託者で行う。

(3) 観光マップ作製業務

業務内容 観光マップの作製（PRブースで掲示）

① 以下の基本仕様に記載の内容をまとめた観光マップを作製すること。なお、ページ数は1～3ページ程度とする。

② 本業務には、企画立案、デザインコピーライト、レイアウト、編集、校正、データ納品、工程管理など当該観光マップの作成に必要なすべての作業を含むものとする。

③ 当該観光マップに掲載する観光施設及び民間施設・店舗、関係団体に対する取材の協力依頼及び調整が発生した場合には、委託者が行うものとし、受託者は委託者の業務の遂行に協力するものとする。

④ 本業務に必要な資料、データの収集は受託者が行うものとし、委託者は受託者の業務の遂行に協力するものとする。

⑤ 校正は3回以上行うこと。

基本仕様 主な掲載内容 (別紙：アクセスマップ参照)

① 神戸空港から各地域や観光スポットへの所要時間及び移動方法を記載し、神戸空港の利便性をPRする。

② 掲載する内容について、詳細は以下のとおりとする。

ア 地域 主要駅名 (13か所程度)

(候補) 神戸空港、三宮駅、新神戸駅、淡路、南あわじ、明石、姫路(城)、赤穂、丹波篠山、京都駅、大阪駅、岡山駅、広島駅 等

イ 温泉地 (7か所程度)

(候補) 有馬温泉、城崎温泉、湯村温泉、洲本温泉、赤穂温泉、塩田温泉、宝塚温泉 等

ウ 観光地 (6か所程度)

(候補) 神戸ポートタワー、竹田城、甲子園球場、生野銀山、淡路島の渦潮、南京町 等

エ グルメ (8か所程度)

(候補) 神戸ビーフ、明石焼、牡蠣、鱧、3年とらふぐ、蟹、丹波の黒豆、坊勢サバ 等

それぞれの掲載内容が一目で分かるイラストと名称を記載すること。

ただし、所要時間の記載は上記ア、イ、ウの一部のみとし、掲載する名称や所要時間の選定について、受託者は委託者と打合せにより決定すること。

配色 地図面は3色以上、広告面は4色以上を使用すること。

使用用途 以下の使用用途に配慮してデータ化を行うこと。

ア 県内、県外におけるイベント会場での掲示

イ 国内外で実施する商談会用資料

ウ ホームページへの掲載

エ ポスター、チラシ等、印刷物への掲載

言語 日本語、英語

成果物 版下データ一式

(著作権・著作権は委託者に帰属するものとする。また、著作者人格権は行使しないこととする)。

使用用途に応じて問題なく使用ができるように可変データで納品(形式は.ai、PDF)すること。

作製後のマップデータが、パソコン及びタブレットで支障なく表示できること。ただし、各ブラウザはいずれも仕様書公開時点での最新版とする。

なお、それぞれの言語で別々に作製し納品すること。

その他 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。
ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ委託者の承認を得ることとする。

納 期 観光マップは令和7年2月7日（金）までに委託者へ納品すること
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁 1 号館 7 階
公益社団法人ひょうご観光本部 販売促進課 宛

7 留意事項

- (1) 本業務に必要な 取材許可等は受託者が行うものとし、委託者は受託者のみでは業務の遂行が困難な場合のみ協力するものとする。
- (2) インフルエンサーの本業務に係る全ての活動費用（交通費、謝礼金など）は原則、受託者が負担すること。
- (3) 訪問先での行程が円滑に行われるように、受託者は行程管理や現地との調整を担う担当者を配置するなど、適切な組織体制を構築すること。
- (4) 業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (5) PC、タブレット、スマートフォンなど、各種の端末に対応する構成・デザインとすること。
- (6) 公開する情報・コンテンツについては、更新前までに資料を提出し委託者の承認を得ること。
- (7) 委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。
- (8) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。ただし、以下の著作物に該当する場合は、上記の適用を除外する。
- (9) 委託者は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (10) 本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (11) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県民局に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- (12) インフルエンサーは、暴力団員等（兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないこと、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないことを誓約できる者であること。
- (13) 業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない

い事項については、委託者と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。

- (14) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- (15) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

8 著作権等の権利関係

(1) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いを、以下のとおり定める。

- ①本業務において制作された成果物の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。
- ②委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(2) 二次利用

本業務の成果物の、映像・画像・音楽等の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果物を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

9 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

10 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

11 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

12 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、および過去 2 年間に法人、国（公社・公団を含む）、地方公共団体その他知事が指定する公共団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

13 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

14 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

15 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

16 実施結果の検証

投稿を実施した業務の分析及び検証を実施すること。

また、業務報告については、分析結果に基づく数値や現段階でのターゲットの他、考察を含む分析レポートとして今後活用できる内容とすること。

17 業務報告

(1) 打合せ・業務記録

① 受注者は発注者と協議を行った場合、速やかに協議記録を作成し、発注者と共有すること。業務記録の様式は問わないが、(Word及びPDF等)にて提出すること。

(2) 成果品

①事業の結果を取りまとめた業務報告書を作成し、契約終了後検査を受けること。業務報告書には、以下の内容を含めること。

ア 発信情報（投稿内容等）

イ 定量的な効果等がわかるデータを用いた効果検証の結果報告（投稿数、エンゲージメント等）

ウ インフルエンサーの投稿について、リーチやエンゲージメント、獲得したファン数などの数値、コメントを評価・分析した結果報告

エ その他業務実施にあたり制作した成果品

(3) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

(4) 提出期限

令和7年3月31日(月)

別紙「アクセスマップ」

神戸空港から関西を観光しよう!

神戸空港は新幹線、鉄道、バスなどのアクセスがいいので、関西の主要な観光スポットのお出かけにとっても便利。ぜひ活用してみてください。

| 目的地 | 交通手段 | 所要時間 (min) |
|--------------|------|------------|
| 鳥取まで | 電車 | 150 |
| 岡山まで | 新幹線 | 70 |
| 直島 | フェリー | 180 |
| 小豆島 | フェリー | 230 |
| 淡路 | バス | 60 |
| 南あわじ | バス | 100 |
| 徳島まで | バス | 155 |
| 和歌山まで | 電車 | 110 |
| 三宮 | 電車 | 18 |
| 明石 | 電車 | 40 |
| 新神戸 | 電車 | 25 |
| 有馬温泉まで | バス | 50 |
| 姫路 | 電車 | 60 |
| 京都まで | 新幹線 | 60 |
| ユニバーサルシティまで | バス | 55 |
| 大阪まで | 電車 | 40 |
| 奈良まで | 電車 | 100 |
| 神戸空港 (UKB) | 飛行機 | - |
| 関西国際空港 (KIX) | 飛行機 | 30 |

神戸空港

- 南京町
- メリケンパーク
- 旧外国人居留地
- 北野異人館
- AQUARIUM × ART ātoa

30分圏内にも見所いっぱい!

さあ、どこへ行く?